



ひかり健康保険組合からのお便り

お仕事おつかれさまです。

ひかり健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進を目的とした保健事業を展開していきます。今回は、平成18年4月から診療報酬の改定と、いろいろな医療サービスの向上といううれしいニュースを臨時でお届けいたします。

臨時にゆーす：診療報酬の改定 医療サービスの向上

1. 診療報酬の改定(引き下げ)

Q1. 診療報酬ってなあに？窓口で支払う医療費とどうちがうの？

診療報酬とは、保険診療(健康保険証を持って医療機関にかかること)での医療(診察・検査・治療・薬など)の値段のことです。

診療報酬は、金額ではなく点数で表記し、1点=10円で計算されます。

医療機関の窓口で支払う医療費はこの診療報酬をもとに算出

(一般成人であれば自己負担3割：医療費=(診療報酬×10)×0.3)されています。

2. 医療サービスの向上

(1) 明細がわかる領収書の発行ができるようになりました

まとめていくらではなく、医療費と医療内容の内訳を見ることができます。

(2) セカンド・オピニオンを希望しやすくなりました

セカンド・オピニオンとは、主治医以外の医師の助言を求めることです。

主治医に希望を伝えると診療録を提供してもらえ、重複する時間やお金が省けます。

(3) 禁煙指導が健康保険で受診できます

ニコチン依存症と診断された場合、禁煙治療プログラム(12週間で5回の禁煙指導)。

自己負担額 従来約3万円→平成18年4月～禁煙治療プログラムでは約3千円(10分の1：初・再診料、検査料別)。

(4) 診療所と病院の、初診料と再診料の格差が見直されました

初診料は格差が無くなり統一(2700円)、再診料は患者負担が軽減されました。

診療所がより身近になったことで、3時間待ち3分診療といわれる大病院の外来よりも、身近で信頼できるかかりつけ医を見つけておくのも良いかもしれません。

(5) 成分・効き目が同じで安い価格の薬を選びやすくなりました

新薬(先発医薬品)の特許期間が切れることで、後発医薬品(ジェネリック医薬品)が製造できます。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬にかかっている高価な研究開発の費用がかからないため、2割から7割安く、中味も効き目も同じなのでお得です。

(6) 高齢者が住み慣れた家庭や地域で療養生活を送れます

病院ではなく在宅で最期を迎えられるように、在宅療養支援診療所が設けられるようになりました。
24時間往診や訪問看護が受けられます。

ご質問、ご要望等ございましたら、ひかり健康保険組合までお問い合わせください

tel:03-5951-7422

mailto:Info@hikarikenpo.or.jp